

# 光市医師会報

昭和51年12月発行

No. 53



言論の自由を殺すは  
真理を殺すことである

(ミルトン)

光市医師会

## 医師会月間行事

※ 11月24日(木) 税務に関する研修会 於  
医師会館 午後7・00

講師 松浦光税務署長及び担当官

※ 11月24日(木) 月例会 於医師会館 午  
後8・00

○報告・連絡事項 (1)周南三市医師会役員  
会について (2)健保組合と三市医師会役  
員との協議会について (3)医師会長会議、  
医師連盟代表者会議、互助会支部長会議  
について (4)医師会運動会の会計報告  
(5)忘年会実施について (6)友広先生の病  
状について

○協議事項 予防接種に関する件殊に事故  
調査会要綱(案)について

### 予防接種実施規則

#### (接種用器具の滅菌等)

第3条 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮  
沸、エチレンオキシドガス又はコバル  
ト60から放出されるガンマ線によって  
滅菌されていなければならない。

2. 注射針、多圧針及び接種用さじは、被  
接種ごとに取り換えなければならない。

#### (禁忌)

第4条 接種前には、被接種者について、問  
診及び視診によって、必要があると認め  
られる場合には、更に聴打診等の方法に  
よって、健康状態を調べ、当該被接種者  
が次のいずれかに該当すると認められる  
場合には、その者に対して予防接種を行  
ってはならない。ただし、被接種者が当  
該予防接種に係る疾病に感染するおそれ  
があり、かつ、その予防接種により著し  
い障害をきたすおそれがないと認められ  
る場合は、この限りでない。

1. 発熱している者又は著しい栄養障害  
者
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓  
疾患にかかっている者で、当該疾患が  
急性期若しくは増悪期又は活動期にあ  
るもの。

3. 接種しようとする接種液の成分によ  
りアレルギーを呈するおそれがあるこ  
とが明らかな者。

4. 接種しようとする接種液により異常  
な副反応を呈したことが明らかな者。

5. 接種前一年以内にけいれんの症状を  
呈したことがあることが明らかな者。

6. 妊娠していることが明らかな者。

7. 痘そうの予防接種については、前号  
各号に掲げる者のほか、まん延性の皮  
膚病にかかっている者で、種痘により  
障害をきたすおそれのあるもの又は急  
性灰白髄炎若しくは麻しんの予防接種  
を受けた後1ヶ月を経過していない者。

8. 急性灰白髄炎の予防接種については、  
第1号から第6号までに掲げる者のほ  
か、下痢患者又は種痘若しくは麻しん  
予防接種を受けた後1ヶ月を経過してい  
ない者。

9. 前各号に掲げる者のほか、予防接種  
を行うことが不適當な状態にある者。

#### (接種後の注意事項の通知)

第5条 予防接種を行なうに当たっては、被  
接種者又はその保護者に対して、次の事  
項を知らせなければならない。

1. 高熱、けいれん等の症状を呈した場  
合には、速やかに医師の診察を受ける  
こと。

2. 医師の診察を受けた場合には、速や  
かに当該予防接種を行つた都道府県知  
事又は市町村長に通報すること。

3. 前2号に掲げる事項のほか、接種後  
の安静その他接種後には特に注意すべ  
き事項。

#### (ジフテリア、百日せき又は急性灰白 髄炎の臨時の予防接種)

第6条 ジフテリア、百日せき又は急性灰白  
髄炎の臨時の予防接種に係る接種方法及  
び接種量は、第3章又は第4章に定め  
るところを標準とし、被接種者の年齢、身  
体の状況、既に受けた当該予防接種の回  
数等に応じて決定しなければならない。

#### (施行時期)

第7条 定期の種痘は、毎年、原則として6

月から9月までの期間を除く時期に行うものとする。

**(痘そうワクチンの接種量)**

第8条 痘そうワクチンは0.1ミリリットルをおよそ10人に対して用いるものとする。

**(接種の方法)**

第9条 種痘は、多圧法により行うものとする。

**(多圧法)**

第10条 多圧法は、接種部位の皮膚を緊張させ、痘そうワクチンを塗つた後、多圧針をほぼ接種皮膚面に対して平行に持ち針先をもって、生後初めて行われる種痘にあつては直径3ミリメートル以内、それ以外の種痘にあつては直径3ミリメートルから5ミリメートルまでの円内の皮膚面を強く押し、出血しない程度に皮膚を傷つけて行うものとする。

2. 皮膚面を圧する回数は、生後初めて行われる種痘にあつては5回から10回までそれ以外の種痘にあつては15回から20回までとする。

**(種痘の検診)**

第11条 種痘を行ったときは、期日を指定して種痘の検診を行わなければならない。

2. 前項の期日は、種痘を行った日から起算して6日から8日までの間(細胞培養痘そうワクチンを使用したときは、10日から15日までの間)とする。

**(検診の基準)**

第12条 生後初めて行われる種痘にあつては完全痘疱(痘臍のある定型的な水泡又は膿疱をいう)を認めた場合、それ以外の種痘にあつては水泡、膿疱又は潰瘍若しくは痂皮を中心とする充血若しくは明らかに触知することができる硬結を認めた場合は善感、それ以外の場合は不善感と判定するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、細胞培養痘そうワクチンを使用したときは、水泡、膿疱又は水泡若しくは膿疱を経過した痂皮を認めた場合は善感、それ以の場合是不善感と判定するものとする。

**(再種痘)**

第13条 検診の結果、不善感と判定された場合には、その後直ちに更に1回種痘を行うものとする。

**(施行回数)**

第14条 ジフテリア及び百日せきの定期的予防接種は毎年2回以上行うものとする。

**(第1期予防接種)**

第15条 ジフテリアの等1期の予防接種は、3週間から8週間までの間隔をおいてジフテリアトキソイドを3回皮下に注射するか、又は沈降ジフテリアトキソイドを2回皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。

ただし、同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があつた者については、ジフテリア破傷風混合トキソイド又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用することができる。

2. 百日せきの第1期の予防接種は、百日せきワクチンを3週間から8週間までの間隔をおいて3回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

3. ジフテリア及び百日せきについては同時に行う第1期の予防接種は、百日せきジフテリア混合ワクチンを3週間から8週間までの間隔をおいて3回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。ただし、同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があつた者については、百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用することができる。

**(第2期予防接種)**

第16条 ジフテリアの第2期の予防接種はジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。ただし、同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があつた者については、ジフテリア破傷風混合トキソイド又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用することができる。

2. 百日せきの第2期の予防接種は、百日

せきワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。

3. ジフテリア及び百日せきについて同時に行う第2期の予防接種は、百日せきジフテリア混合ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。ただし、同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があつた者については、百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用することができる。

#### (第3期予防接種)

- 第17条 ジフテリアの第3期の予防接種は、ジフテリアトキソイド又は沈降ジフテリアトキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。ただし、同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があつた者については、ジフテリア破傷風混合トキソイド又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用することができる。

#### (接種の方法)

- 第20条 急性灰白髄炎の定期的予防接種は、希釈した3価混合の経口生ポリワクチンを6週間以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回1.0ミリリットルとする。

#### 第5章 コレラ、インフルエンザ、日本脳炎及びウイルス病の予防接種 (コレラ)

- 第21条 コレラの予防接種は、コレラワクチンを5日から7日までの間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、第1回にあたっては0.5ミリリットル、第2回にあたっては1.0ミリリットルとする。ただし、接種量は、7才以上13才未満の者にあつては第1回0.35ミリリットル、4才以上7才未満の者にあつては第1回0.25ミリリットル、第2回0.5ミリリットル、4才未満の者にあつては第1回0.1ミリリットル、第2回0.25ミリリットルとする。

#### (インフルエンザ)

- 第22条 インフルエンザの予防接種はインフルエンザワクチン又はインフルエンザHAワクチンを1週間から4週間までの間

隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は毎日0.5ミリリットルとする。ただし、接種量は、6才以上15才未満の者にあつては0.3ミリリットル、1才以上6才未満の者にあつては0.2ミリリットル、1才未満の者にあつては0.1ミリリットルとする。

#### (日本脳炎)

- 第23条 日本脳炎の予防接種は、日本脳炎ワクチンを1週間から2週間までの間隔をおいて2回、更におおむね1年を経過した時期に1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回1.0ミリリットルとする。ただし、接種量は3才未満の者にあつては0.5ミリリットルとする。
2. 前項の予防接種を受けた者に対しての後行う日本脳炎の予防接種は、日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は1.0ミリリットルとする。ただし、接種量は、3才未満の者にあつては0.5ミリリットルとする。

#### — 謹 弔 —

友 広 利 親 先 生

12月2日午後3時30分脳軟化症のため  
死去されました。

謹しんで御冥福を祈ります。

行年満80才

#### あとがき

とにかく、一年の過ぎるのが速いこと。顧みて悔いありやなしや

かへりみるこの一年のながれかな

(もと女)

発行所	光市小周防1633の2林医院内
	光市医師会
	TEL 0833 77-2601
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社